

東日本大震災により行方不明となった方の死亡一時金の請求期間の取扱い等について

「東日本大震災により死亡した死体未発見者に係る死亡届の取扱いについて」(法務省通知(裏面参照))により死亡届が受理された日の翌日から2年以内に死亡一時金の請求がある場合は、死亡一時金をお支払いすることになりました。

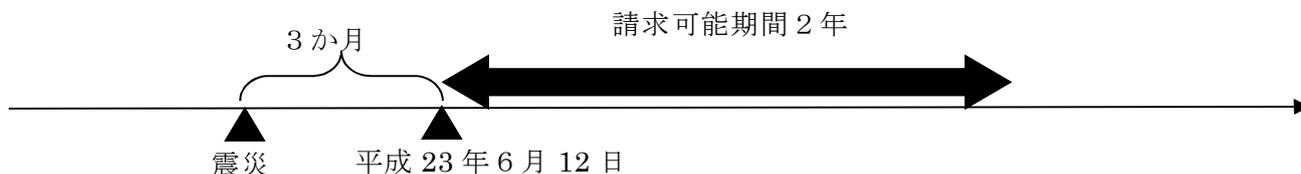
死亡一時金とは

死亡一時金は、国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなったときは、その方と生計を同じくしていた遺族(①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹の中で優先順位が高い方)が受けることができます。請求期限は、死亡日の翌日から2年以内となっています。

ただし、その方の死亡により遺族基礎年金を受けることのできる遺族がいる場合は支給されません。

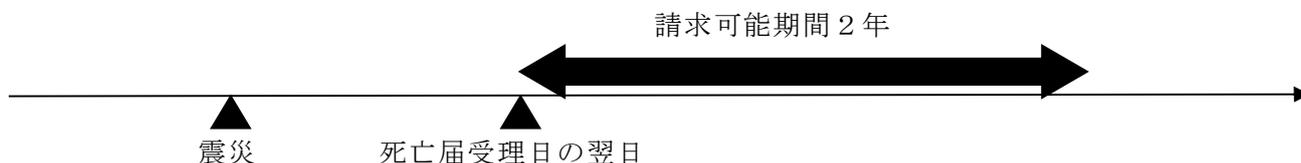
これまでの取扱い

これまでは、東日本大震災から3か月経過した日の翌日(平成23年6月12日)から2年を超えて死亡一時金の請求があった場合は、消滅時効により支給していませんでした。



今後の取扱い

- ① この度、東日本大震災による被害の甚大さ及びいわゆる掛け捨て防止の考え方に立って、東日本大震災により死亡した死体未発見者に係る死亡届の取扱いについて(法務省通知)により死亡届が受理された日の翌日から2年以内に請求があった場合は、死亡一時金が支給されることになりました。
- ② また、①以外の場合でも、以下のような事情により死亡一時金の請求が著しく困難であった場合にも、死亡一時金の支給が認められる場合があります。
 - 両親が死亡又は行方不明となり、未成年者の子のみが残された
 - 居住している自治体の行政機能が、長期間回復しなかった
 - 遠隔地への移転を余儀なくされ、また、行政上の手続きが特に困難な事情があった



※これは基本的な考え方を示したものであり、具体的には個別に支給の可否が審査されます。



必要な手続き

1. 死亡届が受理された日の翌日から2年以内に請求をいただいていた方、または請求が著しく困難な特別の事情がある方

○ ご自身が、死亡一時金の請求者に該当する可能性があるとお考えの方（※）は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

※ 過去に、年金事務所またはお住まいの市区町村役場で、国民年金の死亡一時金の手続相談を行った際に、職員から「東日本大震災から3か月経過した日の翌日又は死亡日の翌日から2年を超えているため、お支払いは出来ない」との説明をされたため、請求をしなかった（又は取り下げた）方など。

2. 今後、死亡届が受理された場合

死亡届が受理された日の翌日から2年以内に請求してください。



遺族年金の注意点

震災により死亡または行方不明となった方の遺族年金については、5年が経過しますと、請求時に過去分として受け取れる年金は5年分だけとなるため、遅くとも平成28年6月末までに遺族年金の請求をする必要がありますのでご注意ください。

（参考）

東日本大震災により死亡した死体未発見者に係る死亡届の取扱いについて（抜粋）

（平成23年6月7日付法務省民一第1364号法務省民事局民事第一課長通知）

- 死亡届には、診断書又は検案書（以下「診断書等」という。）を添付しなければならないが、「やむを得ない事由」によって診断書等を得ることができないときは、診断書等に代えて「死亡の事実を証すべき書面」を添付することができる。
- 東日本大震災により死亡したと認められるとして死体未発見者を事件本人とする死亡届に添付すべき「死亡の事実を証すべき書面」について
 - ① 届出人の申述書
 - ② 事件本人の被災の状況を現認した者、事件本人の被災直前の状況を目撃した者等の申述書
 - ③ 事件本人が東日本大震災の発生時に被災地域にいたことを強く推測させる客観的資料（在勤を証明する資料、在学を証明する資料等）
 - ④ 事件本人の行方が判明していない旨の公的機関の証明書又は報告書
 - ⑤ その他参考となる書面（新聞等の報道資料、僧侶等の葬儀執行証明書等）

